

歯科技工所の構造設備基準

(歯科技工士法施行規則より)

- ① 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
- ② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- ③ 手洗設備を有すること。
- ④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- ⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。
- ⑥ 照明及び換気が適切であること。
- ⑦ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- ⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- ⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- ⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- ⑪ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- ⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
- ⑬ 前条第一項第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報適切な管理のための特段の措置を講じていること。

歯科技工を行うための必要な設備及び器具等について

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 防音装置 | <input type="checkbox"/> 吸塵装置(室外排気が望ましい) |
| <input type="checkbox"/> 防火装置 | <input type="checkbox"/> 歯科技工用作業台 |
| <input type="checkbox"/> 消火器 | <input type="checkbox"/> 材料保管棚(保管庫) |
| <input type="checkbox"/> 照明設備 | <input type="checkbox"/> 薬品保管庫 |
| <input type="checkbox"/> 空調設備 | |
| <input type="checkbox"/> 給排水設備 | |
| <input type="checkbox"/> 石膏トラップ | |
| <input type="checkbox"/> 空気清浄機 | |
| <input type="checkbox"/> 換気扇 | |
| <input type="checkbox"/> 技工用実体顕微鏡(マイクروسコープ) | |
| <input type="checkbox"/> 電気掃除機 | |
| <input type="checkbox"/> 分別ダストボックス | |
| <input type="checkbox"/> 防塵用マスク | |
| <input type="checkbox"/> 模型整理棚 | |
| <input type="checkbox"/> 書籍棚 | |
| <input type="checkbox"/> 救急箱 | |

(問い合わせ先)

松山市萱町六丁目30-5

松山市保健所 医事薬事課 医薬指導担当

tel 089-911-1865

fax 089-923-6618